

平成29年5月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成29年5月22日（月） 午前10時00分～午前10時37分

○ 場 所 場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○ 出席者

教 育 長 首 藤 修 一

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 橋 爪 利 明

委 員 駒 田 真 由 美

事 務 局

教育次長兼管理部長 小濱 利彦 指導部長 水田 広茂

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 林 慶

学校教育課長 森田 大輔 保健給食課長 西尾 浩樹

教育センター長 吉川 弘美 ほか担当職員

○ 審議内容

議案第18号 平成29年度教育費補正予算案についての意見

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第18号、平成29年度教育費補正予算案についての意見につきまして御説明申し上げます。

今回の補正ですが、当初予算後に交付金が確定したもので、年度内に事業を実施することから補正しようとするものです。

項目1、守口市不登校対策支援推進実践協力校指定事業は、国からの通知があり本市がエントリーし、その後大阪府が文部科学省から事業委託を受け、大阪府より本市に委託する通知がありましたことから実施するものであります。

守口市不登校対策支援推進実践協力校指定事業の歳入といたしましては、府委託金・教育費委託金270万3,000円の補正でございます。支出につきましては教育総務費・

教育研究費 270万3,000円の補正でございます。

内容につきましては、報償費・報償金 244万5,000円。旅費・費用弁償 5,000円。需用費・消耗品費、15万3,000円。備品購入費・図書購入費 10万円でございます。

事業の内容につきましてご説明いたします。

不登校問題については、本市の重要な教育課題の一つであり、不登校児童生徒の状況改善を図るため、個々の不登校要因を明確にし、個に応じた支援が行えるようスクールソーシャルワーカーの派遣や心理的要因の解消のためのスクールカウンセラーの配置、家庭訪問等による支援を行う学生フレンドの派遣に加え、学校以外で学べる施設として適応指導教室の設置・運営を行っているところです。

しかしながら、本市における不登校の児童生徒数については、中学校（義務教育学校後期課程を含む）では、若干の減少傾向があるものの、小学校（義務教育学校前期課程を含む）では増加傾向にあり、不登校の割合は大阪府や国との比較から見ても、小学校・中学校ともに高くなっています。

また、不登校の約70%が心因性のものであり、要因を明確にすることが困難で、状況改善を図ることができないケースも含まれております。

その中には、学生フレンドや適応指導教室の活用に至らず、家に閉じこもってしまっているようなケースがあります。スクールカウンセラーの業務では、家庭訪問ができることになっているのですが、中学校区に1名の配置、年間35回しかなく、学校内での面談のニーズの多さから、その時間が十分に取りにくい現状があります。

このような現状の中、大阪府より「不登校児童生徒への支援モデル事業」を本市に委託する通知を受けました。そこで、本事業を活用することにより、平成28年度において不登校児童が多数であった小学校、及び、不登校生徒が多数であった中学校区の小学校を実践協力校として指定し、臨床心理士の資格をもつ教育専門相談員2名を指定校2校へ1名ずつ派遣し、主に教育専門相談員による不登校児童宅へのアウトリーチ型支援により児童のアセスメントを行い、教職員への指導助言を通して不登校改善に向けた校内体制を強化しつつ、不登校児童の状況改善に向けた実践研究を進めようとするものです。

なお、教育専門相談員の派遣は月4日とし、その他研修、講師や緊急支援等について報償金を支払おうとするものです。また、市内の全ての学校にその成果の普及を図るため、

教育専門相談員を講師とした生徒指導に関する会議や研修の開催、指定校の研究をまとめた不登校対策マニュアルの作成、配付、不登校に関する書籍の購入による市教育センターのライブラリー閲覧スペースの充実を図ろうとするものです。

以上でございます。まことに簡単でございますが、御審議の上、決定いただきますよう、お願い申し上げます。

【審議状況】

○委員 それでは、全般的な状況を教えていただきたいんですが、まず、不登校の生徒が守口市の場合は結構高い割合でということなんですけれども、どれくらいいて、今回のことかというとアウトリーチ型でということで、家庭のほうを訪問してケアをするという、こういうことが実際に要請としてあるのかどうか。

 スクールカウンセラーが対応すること、家庭訪問を通してもいいという状況としてはあっても、なかなか行けないという状況であれば、それは要請が現在いるスクールカウンセラーだけでは対応できないくらいに要望があってということなのではと思ってお尋ねしているんですが、そこらあたりについてまず状況を教えていただけませんか。

○事務局 まず守口市の不登校の現状につきましては、千人率では平成28年度小学校で約6人、中学校では約36人というふうなことでございます。

 学校からの要請に関しましては、ヒアリング等も昨年度させていただいております。そのときにも、したいんだけど、学校内での面談のケースがいっぱい時間が十分とれないので、その部分に対してはできない、どうにかしたいというふうな学校の要望を聞いております。

○委員 スクールカウンセラーが8名、現在配置されていると伺っているんですけれども、その方々が対応しきれない、これだけの数がおられるので、対応しきれないと。その中で登校してこない、家にこもりきりというような子を相談に乗ろうということになると、とてもスクールカウンセラーでは手が回らないから、今回、補正予算を組んでこのアウトリーチ型の支援をしていこうというのはよくわかったんですが、2名ですよ。

 アウトリーチ型で来てくださる方なんですか、教育専門相談員2名。これは2名いたら何とかなるだろうという2名なのか、それとも、とりあえず予算として認めてもらえるのが2名であって、できればもっと欲しいのだけれどという状況なのか、そこらあたりについてはどうですか。

○事務局 中学校区に1名スクールカウンセラーを配置しておりますので、中学校や小学校にそこから分散していくと年間35回がとて各学校に割り振れる数が少なくなっています。現状では月に1回程度しか学校に行けていないというような現状がありますので、今回は月4回、週1回のペースでその学校に毎行けるということですので、さらにアウトリーチ型支援に特化してやっていくということですので、その部分に関してはこの回数が必要回数だということと考えております。

○委員 この事業については単年度ですよ。来年度以降についての、どういうふうにしようというのは今年度の結果を見ないことには判断ができないということなのでしょうか、それとも今年は、とりあえずこの二人でいって、来年以降も予算がつくのかつかないのかという問題は当然あるでしょうけれども、どのように考えていったらいいのか、そこからあたりちょっと補足していただけないでしょうか。

○事務局 これで十分対応ができるのかという御質問だったと思いますが、指定校2校で2名ということですので、これで十分であるとは考えていないところでございます。

そして、来年度以降のことにつきましては、今年度の成果を検証した上で検討してまいりたいと考えているところでございます。

○上記質疑の後、原案どおり可決

○ 審議内容

議案第19号 平成30年度使用小学校教科用図書調査員の推薦について

秘密会にて、議事録なし。

○ 審議内容

議案第20号 守口市教育財産の取得の申出について

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第20号、守口市教育財産の取得の申出につきまして御説明申し上げます。

今回の教育財産の取得の申出につきましては、申出案にございますとおり、守口市議会2月定例会におきまして、守口市地区コミュニティセンター条例の廃止が決定されたことから、三郷コミュニティセンターが廃止された後、隣接地で新設する三郷小・橋波

小の統合校である、さくら小学校用地として活用することで、敷地面積が増加するなど、より豊かな教育環境の整備が可能ということから教育財産として取得する申出を行おうとするものでございます。

下段2、取得を申し出る公有財産につきましては、守口市三郷コミュニティセンターの土地が敷地面積671.97㎡、建物が体育室527.57㎡を含む延べ床面積1,547.19㎡でございます。なお、参考といたしまして次ページに位置図を添付しております。

今回の申出の対象となりますのが、黒色点線で囲われました部分、土地、灰色で記載の部分が建物部分でございます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

【審議状況】

○委員 さくら小学校は市民の皆様にもプレゼンテーションをして設計業者が決まっていると思うんですけど、今後もコミュニティセンターの跡地を取得したときに、この設定に対してどういうふうにかわっていくのか、もし教えていただけたら。問題なくできるのか。

○事務局 委員御指摘のとおり、さくら小学校の設計業者は既に2月に決定させていただいております。決定業者からは、プロポーザル方式により、新統合校の設計案ということで提出がありましたが、これで決定したわけではなく、統合校連絡会からの御意見や教職員の方々の御意見も何うワークショップを現在実施しております、その中で設計業者も入れまして、さまざまな御意見をいただきながら詳細の検討を進めさせていただいております。

今回の三郷コミュニティセンター用地の取得が済みましたら、解体の設計、新築工事の設計についても、もちろん影響が出てくるというふうに考えておりますので、今後そういった設計の契約変更も含めまして、設計業者と調整を図りながら設計完了に向けて事務も進めてまいりたいと考えております。

○委員 統合校連絡会では、地域の方も入ってらっしゃるのか。

○事務局 統合校連絡会なんですけど、まず学校長、教頭も含めまして、地域の方、保護者のPTAの代表の方などが御参加され、御意見を頂戴しております。

○委員 橋波小と三郷小が統合するときに、少し問題があった、問題というか橋波小の方が、三郷小は借地があるということで、反対の意見があったと思うんですけども、現在、三郷小の借地の状況というのはどうなっているのでしょうか。

○事務局 三郷小にございますグラウンド部分の借地でございますが、昨年度以前から市として、買い取りをさせていただきたいとの御意向を伝えさせていただきながら、話し合いを継続して進めさせていただいております。

現在、具体的な進展はございませんが、今後も引き続き地権者の方と協議を進めてまいりたい、お話を進めてまいりたいと考えております。

○委員 新しい土地を取得し、コミュニティセンターの後も取得するというので、メリットがあるというのは広がるわけですから当然ですが、それ以外、メリットとして考えられることはどんなことなのか、あるいは、それに関連すると思うんですけども、既に、さくら小学校の設計が一方で進んでいると思うわけですが、それとの関係でいえば、今いうところの部分と何がしかの条件にかかわる変更というようなことで係わってくるかもしれないと思うんですけども、そのあたりについての問題がないのかどうかということも併せてお答えいただけませんか。

○事務局 まず、委員の御指摘のメリットという点に関しましては、もちろん、三郷コミュニティセンター用地を活用することによりまして、用地面積が広がり、それによりまして教育活動の場であるグラウンド、もしくは地域の方の活動場所の確保につきましても広くなるということでメリットがあると考えております。

また、今回建物もあわせて取得させていただくのですが、これは解体、新築を踏まえまして三郷小学校の建物も含めて解体の設計、解体、新築工事など工事進捗につきましても一体的に管理できるということが我々のメリットかというふうに考えております。

こちらの用地を実際に学校用地として活用するということが決定されましたら、設計業者とその用地も含めまして今現状は、とうとう幼稚園用地を含む三郷小学校用地で新築の設計、解体の設計をしていただいているのですが、こちら三郷コミュニティセンターについても含めまして設計変更をして来年の3月の完成に向けて手続きを進めてまいりたいと考えております。

○委員 用地が取得できれば、広がるということにはわかったんですが、今現在どれぐらいで、取得した後どれぐらいになるのかということもあわせてお願いします。

○事務局　今現在、建設予定しております、さくら小学校用地ですが、三郷小学校・とうこう幼稚園の用地を合わせまして1万5,951㎡、現在これで予定をしておるところに今回申し出ます三郷コミュニティセンターの用地671.97㎡、これを加えますと1万6,622.97㎡となるところでございます。

○委員　一般的に小学校1万㎡強かと思っていたんですけども、他の守口市の小学校と比べてどうですか。用地を取得した後の広さでいうと、どういう位置づけになるのでしょうか。

○事務局　文部科学省が定めております小学校用地、建物面積につきましては学級数によって基準ということが設けられております。この学校につきましては、もちろんその面積を大幅に超えているということですが、さくら小学校用地としては十分な面積を確保できていると考えております。

○委員　今後の問題として事務的な手続ですね、どういう流れでこれは取得の段取りが進んでいくのか、今後の流れを少し教えてください。

○事務局　本議案の御議決をいただきました後、守口市長に対しまして正式に教育財産の取得の申し出を行い、関係課と協議を開始させていただくというような流れになります。

その後、市長部局のほうから、良という回答を得ましたら当該用地を活用した形での統合校の建設に向け、事務手続等を進めてまいりたいというふうに考えております。

○上記質疑の後、原案どおり可決